

（午後1時45分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、8番 高本君。

〔8番（高本勝次君）登壇〕

○8番（高本勝次君）皆さん、こんにちは。

順番が来ましたので、通告に従いまして、私の質問を行います。

3項目ありまして、1項目めですが、応其地域における太陽光発電施設の設置工事再開についてでございます。

応其地域（平山城団地の法面）の太陽光発電施設設置（1,000kW）は、かなり急勾配に設置するものであります。すぐ下の大和街道筋付近に住む住宅の皆さんから、「こんな急斜面の危険なところになぜ設置するのか」、また、「万が一のときは、誰が責任を取っていただけるのか」、そしてまた、「街道筋には応其こども園もあるのに心配です」。こういった声が怒りとなって出されています。

今回の太陽光発電施設設置に関する要望書が、地元区から市長と設置事業者宛てに出されています。太陽光発電施設設置事業者は、2018年6月はじめに樹木を大きく伐採しました。当時、県の太陽光発電設備設置条例が制定されておらず、地元地域には木を伐採しますとだけ伝えて、太陽光発電施設設置のことは知らされずに、最近になって設置工事が始まりました。

そして工事開始後、工事現場擁壁のコンクリートブロックが民家すぐ近くに落下するなど、住民の命に関わる問題も発生しております。

条例制定以前の計画ということで、設置事業者の独断専行で工事が進められるおそれが十分に考えられます。県と市の太陽光発電設備設

置条例の観点から、住民の皆さんが納得する市の対応についてご答弁をお願いしたいと思います。

大きな項目の二点目ですが、農家の肥料・飼料購入費・燃料費高騰への支援策についてお尋ねします。

市民生活は、水道光熱費や食料品の高騰で暮らしが大変です。それと同時に、農家の肥料や飼料購入費、また燃料費も大幅に値上がりしています。肥料・飼料の価格は、円安やウクライナ危機を背景に昨年秋以降、価格が上昇しています。

政府は燃料価格上昇分の7割を支援するというのを今検討されています。ただし、農地にまく肥料の使用料を2割削減した農家に対する支援となっています。調べてみますと、肥料・飼料購入費・燃料費上昇分に対して、補助制度を自治体単独で実施しているところは次第に増えてきています。

本市と人口に近い自治体でいえば、人口約5万人の静岡県裾野市では、上限20万円の補助制度を持っています。人口約4万9,000人の茨城県常陸太田市では、購入費に価格上昇率を乗じて補助金額を算出します。また、人口5万4,000人の東京都羽村市では、助成対象費の3分の2で、上限30万円となっています。

このように、補助制度を実施している自治体は幾つもあります。本市も独自に補助制度を実施して農家を支援する対策を講じてほしいと思います。農家は経費が上昇しても販売価格に転嫁しにくく、経営を圧迫しています。また、ハウス等の燃料費も値上がりしていますので、これへの支援もしていただきたいと思います。

地産地消の橋本市の農業と、学校給食の食材を支援する意味からも、検討していただきたい

と思います。

大きな項目三つ目ですが、市にも納税で還元される住宅・店舗リフォーム助成制度についてです。

初め市って書いているんですが、業者が市に納める納税のことなんです、現在のコロナ禍で市内の中小事業者は住宅関係の仕事も含め、注文が少なくなり、さらに諸物価、資材の高騰で経営がますます厳しくなるばかりであります。

今、全国的に広く普及されている住宅・店舗リフォーム助成制度は、リフォームの仕事を市内の事業者が発注すれば助成金が出て、事業者も仕事が増えて、市にもそれを納税する形で還元される制度です。今のこのコロナ禍でこそ、中小事業者を救済する有効な手だてだと思います。

2018年5月28日付商工新聞の報道によると、住宅リフォームの補助制度では、573の自治体で実施しています。また、店舗リニューアルの補助制度では、107の自治体で実施されています。市内はほとんどが中小事業者です。ここでの活性化なくして、地域経済の活性化はありません。

本市は、ぜひ中小事業所や飲食店等の皆さんと懇談を持っていただき、コロナ禍で注文やお客が減り続け厳しい経営状況にあることを聞いていただきたいと思います。ぜひとも住宅・店舗リフォーム助成制度の実施を検討していただくようお願いしたいと思います。

以上三点、壇上からの質問を申し上げました。どうぞご回答よろしく願いいたします。

○議長(小林 弘君) 8番 高本君の質問項目1、応其地区における太陽光発電施設の設置工事再開に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長(下楠朋之君) 登壇〕

○水道環境部長(下楠朋之君) 応其地域におけ

る太陽光発電施設の設置工事再開についてお答えします。

当該太陽光発電施設の設置工事については、平成30年10月7日付で、樹木伐採による崩落等の危険があるため対策を行うこと、また、地域住民への説明会を行うことなどを求める要望書が、地域住民から設置事業者に提出されています。また、同日付で併せて、市長、市議会議長、県知事宛てに、設置事業者に対して説明会を開催すること及び設置予定場所の適切な管理指導を行うことなどを求める要望書も提出されました。

要望書の提出を受け、平成30年10月11日付で、市から設置事業者に対し説明会の開催を行い、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう依頼文を送りましたが、令和元年5月22日に、地域住民への説明会は開催しない旨の回答がありました。また、設置予定場所の適切な管理指導として、和歌山県における土砂災害警戒区域に指定されることによる急傾斜地崩壊対策事業を活用した法面对策を提案しましたが、令和元年11月1日に当事業の活用も了承できないと回答があり、令和4年5月30日に平成30年度より停止していた設置工事を再開すると設置事業者から連絡がありました。

市及び県では、太陽光発電事業と地域との調和、並びに自然環境の維持を図るため、橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例並びに和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例を制定していますが、当該太陽光発電施設の設置工事については、市条例第3条において、発電出力が50kW未満のものを対象にする定めがあるため、市条例の対象外となります。

一方で、発電出力が50kW以上のものを対象とする県条例の対象として説明会の開催など、設置事業者に対し指導を行うよう県に対し再度求めましたが、県条例施行日である平成30年6月22日以前に一部着工しているため、対象外と

なると回答がありました。

市では、市条例の対象外であるものの、当該太陽光発電施設の設置工事については過去からの経過を鑑みて、地域住民への説明会を開催してほしい旨を改めて設置事業者に依頼しましたが、開催する予定はないと回答がありました。

近畿経済産業局の定める太陽光発電の事業計画策定ガイドラインには、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること、また環境アセスメント手続きの必要のない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境、景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることと定められています。設置事業者への対応について近畿経済産業局に相談したところ、努力義務として定められているものについても、地域から説明会開催の要望が出ているにもかかわらず説明会を開催しないなど、義務を怠っている場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（省エネ特措法）第12条（指導・助言等）の対象となる可能性がある」と回答を得ています。

このたび、8月17日付で、施工業者に対し説明会の実施を求めること及び、設置予定場所の適切な保安全管理指導を求める旨の要望書が、地域住民から市に再度提出されています。

市としましては、施工業者に対して説明会の開催を行うよう依頼を重ね、結果、開催に至らない場合には、近畿経済産業局から設置事業者に対し、適切な対応を行うよう指導要請を働きかけていきたいと考えています。

○議長（小林 弘君）8番 高本君、再質問ありますか。

8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、はじめに一点

目をお聞きします。

調べてみたんですが、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構というのがありまして、そこで傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインを出してございまして、それによりますと、再生可能エネルギーについて、地域との共生を図ることを明記されております。ところが今回、この施工業者は説明会すら行わず、地域との共生を図る姿勢では私はないと思いますが、そのように考えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）当該業者につきましては、事業に着手した当時から私のほうも関わってまいりました。何度も事業者との間でやり取りはさせていただいておるんですけども、やはり事業者のほうに十分なご理解を頂けないという状況が現状まで続いておる状況でございます。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、二つ目をお聞きします。

昨年度、県が和歌山県内の盛土の総点検を実施いたしました結果、問題がなかったと今聞いております。応其地域の急傾斜地の安全性についてどのような点検を行ったのかお聞きしたいことと、また今後、再点検についてされるのかどうか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）昨年の熱海で発生した大規模な土石流災害を踏まえて、和歌山県においては、盛土の総点検を令和3年度で実施しております。橋本市内の盛土箇所点検については、和歌山県の砂防課に確認したところ、県土木技術職員により目視点検を実施し、クラックなどもなく、すぐに崩壊するという兆候も見られないと聞いております。

しかし、地震や大雨、経年により現場状況が

変化することも考えられるため、必要に応じて再点検も行うとも聞いておりますので、市としては県に対し、再点検の要望を行うなどの対応を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）一言で申し上げたら、あの急傾斜地のところ、誰が見てもこんなところにつくれるはずがないって見られる方がほとんどです。いけるという声を聞いたことはありません。それほど30度以上超えるような急傾斜地ですんで、ものすごい地域の方が心配しております。心配しているどころか、やめてほしいというふうにおっしゃっているんです。

そしたら、ちょっとお聞きします。近畿経済産業局の定める、先ほど答弁にありました太陽光発電の事業計画策定ガイドラインには、先ほど言うておりましたように、自治体と相談の上、事業の概要や環境、景観への影響等について地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるよう努めることと定められています。応其地区の住民は施工業者に対し、2度にわたって説明会の開催を求めてきましたが、応えていません。また、太陽光発電施設設置予定場所には適切な保安全管理を指導してほしいという旨の要望書も出しているんですが、それに対するメーカーからご回答が得られておりません。

しかし、今のこの施工業者は地域住民が要望する説明会は開催しないと明言しており、非常に困難な事態と今なっております。地域住民は、急傾斜地への太陽光発電施設設置工事の成り行きを、ある意味恐怖心を持って日々見ているような状況でございます。だからこそ、私は議会で取り上げて、住民のその声を代弁しておるわけでございます。

市当局が繰り返し県や他の行政機関、施工業者等に対して働きかけていただいていることはよく承知しておるわけでございます。さらな

るお願いでございますが、近畿経済産業局から施工業者に対して、粘り強く指導していただけるよう、繰り返し本市からさらなる要請をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）ガイドライン等、努力義務にはなっておりますけれども、先ほど答弁のほうでお答えさせていただきましたように、やはり業者のほうに粘り強く、こちらのほうから働きかけていくということも必要と考えております。取りあえず担当課のほうで、今、施工業者のほうに対しまして、また文書なりでの申入れ、そういったものを今準備しておるところでございます。

また、壇上でお答えさせていただきましたように、経済産業局のほうとも今後また連絡を取り合いながら、粘り強く働きかけをお願いしていきたいと、このように考えております。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）今言っていたように、本当に大変ですよ。相手の施工業者がそういう業者なので困ったものですが、地域にとっては本当にどうなってしまうのかという不安がかなり広く住民の皆さんから聞いております。そんなことで、できることならやめてほしいという声なんです。きちっと条例にはかからなくても、こういうことで心配せんでも大丈夫ですよという工事であれば、何も説明会をしないとこだわることはないと思うんです。きついかも分かりませんが、しないということはしたくないのか、すれば困るのか、そういう目で見てしまうと思うんですわ。だから、大変ですけど、そういう施工業者ですけど、やっぱり地域の方は不安がっているんで、これに対するきちっとした対応、なかなか粘り強くやるというのはしんどいことですけど、そういう事業者なので、できるだけ本当に市民の方が、住民の方が安心できるような説明を頂けるように、粘

り強く、ぜひともお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、農家の肥料・飼料購入費・燃料費高騰への支援策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）農家の肥料・飼料購入費・燃料費高騰への支援策についてお答えします。

まず、国はJAや地方自治体等から出された農家の要望を反映し、物価上昇対策として、肥料・飼料・燃料の各分野で様々な国庫補助制度を設けています。また、和歌山県においても独自施策として、施設栽培農家への燃料費、畜産業への飼料費への補助制度を設けています。

本市では、農家への支援策として、現在、橋本ふるさと便を実施し好評を得ているところです。しかしながら、農家、JA等関係者からは、肥料代・飼料代・燃料代等が高騰し、なかなか収益を上げられないなどのご意見を頂いています。

一方、本市では、化学肥料と化学農薬の使用を抑えた高野山麓精進野菜の取組を進めております。有機肥料を使用、購入への支援策について農業振興条例をより多くの農家が対象となるよう見直しを図り、来年度の実施に向け関係機関と協議を進めます。

また、肥料代・飼料代・燃料代等高騰について頂いたご意見については、引き続き国等へ要望していきますので、ご理解をお願いします。

○議長（小林 弘君）8番 高本君、再質問ありますか。

8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、ちょっとお聞きします。答弁でも言っていたんですが、橋本ふるさと便は大好評であると思います。どなたも感じておられるんですが、これを長く継

続していただけるように、農業者支援という援助策でもなりますので、橋本ふるさと便の現状について、今どのような状況になっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）農家等への支援につきましては、今、橋本ふるさと便、それから農産物等インターネット販売促進事業といひまして、インターネット等を活用した農家の方にも支援をしているところです。今現在、ふるさと便に登録を頂いている農家の方が231件、予算額につきましては、インターネット販売促進事業と合わせて1,143万4,000円の予算を確保しているところですが、今現在、986万3,000円の執行です。これから柿等が本番を迎える中で、より以上ふるさと便を活用いただけるものと考えています。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）もう一点お聞きします。先ほどもご答弁いただいたんですが、和歌山県が独自施策として行っている農業者への支援策というのがあるんですが、具体的に説明していただけたら、窓口をどこへしていったらええのとか、規模とか期限なんかを含めて、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）和歌山県独自の施策においては、燃料と飼料代について制度を設けております。それぞれ高騰分に対しての4分の1補助というところです。

相談の窓口ですが、伊都振興局農業水産振興課になります。

燃料について、具体的な制度なんですが、施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金といひまして、本市でも窓口等の相談を通じて振興局のほうにつながせていただいて、3件の今申請があるところです。

事業の申請手順につきましては、9月30日ま

で電子メール等で、9月15日まで、まずは申請と必要な書類を提出していただき相談になるという、そういうところでございます。

一方、和歌山県配合飼料価格高騰緊急対策支援というのがございまして、いわゆる家畜等の飼育に対する補助でございます。こちらについては、令和4年第1四半期から第3四半期を対象にしております、令和5年1月1日から3月10日までに納品された配合飼料の数量ということになります。支払いの予定期日ということで、令和4年9月、それから11月、令和5年2月ということで、制度としては令和5年3月末まで続くということになります。

いずれにしても、窓口等で農家の方から相談が非常に増えている状況ですので、伊都振興局とも連携しながら、農家の要望に応えていきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、三つ目にお聞きします。

有機肥料使用購入への支援事業について、農業振興条例をより多くの農家を対象となるように見直しを図っていくというご答弁でしたが、簡単にでも、内容を少し分かるようにお願いいたします。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）高野山麓精進野菜の中には、壇上でお答えさせていただいたとおり、化学肥料と化学農薬の使用を抑えた野菜の取組をしております。その中には特に土壌改良というところで、地元で取れた、いわゆる資材を活用しています。具体的に言いますと、養鶏農家で出た鶏ふん、それから恋野マッシュルームで必要でなくなった資材等、そういったものを混ぜ合わせて菌体資材という形で考えているところです。

今後、農家の方により地元の資材を使用した土壌改良をめざしていただくとともに、併せて

ですが、有機肥料の使用、購入をもう少し市として援助しながら活用いただけるよう、そういった仕組みを考えていきたいというふうに考えています。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、四つ目をお聞きしたいんですが、農業者は諸費用の値上がり、いろんな経費が上がっている、大変困っている状況であります。それが現状であるんですが、円安がさらにこれから進んでいくと、輸入に頼っている化学肥料など、諸費用の値上がりがさらに続くのではないかと心配しております。値上がりに対する支援策を回答をして、そういった要望を具体的に欲しいという要望があります。もう少し、今も答弁いただいたところなんですが、もう一步踏み込んだ本市独自の財政的なところの支援策はあるんでしょうか。その辺がやっぱり、現実には肥料代が上がっているんで、そういった費用が上がっているんで、目先のそういう具体的に値上がりしている費用についての苦しいところがありますので、そういったところが農家の皆さんは実際のところ待たれているんですね。その辺での支援策というのをご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）本市が農業振興条例を策定したというのは、農家が本当に高齢化しつつある、それから鳥獣被害等がある。そんな中で、本市においても本当に条例を作成して市内の農家を守っていこうという強い思いでこの条例を作成したところです。それに加えて、今、高本議員がおっしゃったような農家を直撃するような状況を何とか市として支援したいという気持ちは強く持っております。

農家の方からは、本当に強い今の現状について、これ以上農業を続けられへんという、先日も農業委員会の会合が終わった後、農業委員が

そういった声を上げられてお帰りになりました。私たちとしても、関係部局と本当に調整をさせていただきながら、有機肥料と、先ほど言いました菌体資材もそうですが、JA等からも今までの化学肥料を中心とした肥料をやはり有機肥料化にして、試験的に今、活用してもらえないかとか、そういった話もございますので、しっかりと支援できるような形で制度化したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）やっぱり橋本市は、本当に農業産業が中心のまちやと思いますので、私の友人もやっているんですが、今の現状を見ていたら続けられないかなって、跡継ぎのこともありますが、こんだけ上がってきたら、本当に作っていくの、売るときはそんなに値段を上げられないというような現状がありますので、そのときに本当にものすごい強い不安が広がっているように思います。できるだけやっぱり少しでも手助けできるようにしていただきたいというふうに思いますし、その辺で情報もJAからも入っとるんですけども、できるだけたくさん声を今以上に聞いていただいて、手助けできるような方向に持って行ってほしいなとすごく思います。

これで二つ目を終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目3、市にも納税で還元される住宅・店舗リフォーム助成制度に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）市にも納税で還元される住宅・店舗リフォーム助成制度についてお答えします。

本市では、コロナ禍における事業所支援として、「みんなで支えあい！橋本市生活応援クーポン券（第2弾）」、「がんばろう橋本市！最大

20%戻ってくるキャンペーン」、「橋本市商工業者事業継続支援給付金」の三つの事業を実施しています。

中小事業者や飲食店等の懇談については、昨年12月に市内事業所アンケートを実施しましたが、それ以降、商工団体との情報交換を行っています。

現在、市で実施しているコロナ支援策、また、各商工団体で今後実施する予定の販売促進事業が一定終了した時点で、その効果を検証し、地域活性化に向けた今後の取組について、商工団体をはじめとした事業者の皆さまの状況を把握しながら、国への要望をしております。

議員おただしの住宅・店舗リフォーム助成制度については、具体的な要望等がない、また効果が限定的であるなどの理由で実施する考えはありませんので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（小林 弘君）8番 高本君、再質問ありますか。

8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、まず一点目をお聞きします。

ご答弁でもありましたんですが、橋本市商工業者事業継続支援給付金が今始まっておりますが、今のところ進捗といえますか、現状、どんなふうな状況になっておりますか。お聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今現在、職員の体制も充実しながら、毎日のように市内の中小事業者の方が相談に来られています。事業継続支援金につきましては、ついこの間の9月7日現在で、329の事業者から申請を受け付け、3,660万円の支給を決定しているところです。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたらお聞きしたいんですが、つながる制度はあると思うんですが、

橋本市に移住するために、橋本市内の空き家がありますね。その空き家を購入したときにリフォームせんとあかんわけなんですけど、リフォームするときの、他市から移住してわざわざ来て、空き家を購入して、自費でリフォームするのか、その辺で市からのこういう場合のリフォームの補助って、市には制度があったんでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）新婚世帯等条件はあるんですが、制度はございます。しかしながら、基本、空き家等を改修して住んでいただく、店舗等にご利用されるというのは、ご自身が負担していただくことになっています。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）今、部長おっしゃったんですが、やっぱり橋本市に呼び込んで、空き家はたくさんありますし、そういったところへ来ていただくためにリフォームをしてあげるよということで、そういう補助がありますよって言ったほうが、空き家バンクをここまた増やしていくこともあるし、そういったところへの空き家対策にもつながっていくと思いますので、今申し上げた空き家へ移住されてきた場合のリフォームの補助というのを、ぜひとも、今後の施策として考えていただきたいと思うんですが、そんな考えは少しありますでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今現在ですが、空き家等の登録も非常に増えてきています。なおかつ、空き家等を活用して橋本市のほうに移住をしたいという考えの方も非常に増えてきております。昨日も移住相談をさせていただいたんですけども、非常に多くの方が参加され、また、これまで移住された方からいろんな経験を聞かせていただく中で、地元にある空き家にたまたま住めた方という方から、非常に内容のある報告をされたというふうにもお聞きしています。

今、議員おただしの新たな空き家等への改修等の補助・助成等につきましては、建設部局と状況も踏まえて協議をさせていただきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）そしたら、お聞きします。私は少し前まで認識をしていなかったんですが、最近情報を得まして、実は申し上げますが、国土交通省が全額負担、国の補助で、こども未来住宅支援事業というのが、国土交通省が昨年11月頃でしたか、スタートさせまして。といいますのは、住宅リフォーム支援制度を取り組んでいるということなんです、内容はね。それが期間が2021年、昨年11月26日から来年の3月31日までが、この制度の有効期間でございます。内容は、子育て世帯、若者世帯、それに入らないその他の世帯ということで、そういったところへのリフォーム助成が、政府主導で国土交通省でされています。

先ほどご答弁がありましたように、市独自の住宅リフォーム助成制度はなかなかしていただけない。私は何回か質問をしたんですが、なかなか財政的なこともあってできないということなんですけど、今回、私が申し上げているこども未来住宅支援事業というのは、100%国の補助制度です。

内容は、こども未来住宅支援事業に事業者が登録せなあきませんね。登録した事業者に、市民がそこから選んで、選定して住宅リフォームをしていただく事業であります。特にこれ、名称のように、若者とか新婚さんとか、そういったところが中心なんですけど、リフォームだけに関してはそれに当てはまらない方も対象ということになっています。こども未来住宅支援事業への登録。これをこれから市内の事業者に、こんなことあるよということで、私も最近知ったのでびっくりしたんですが、こういう政府の国土交通省のこの制度。これなら市の負担が全然



要らないということで、これを市内の事業者に登録するよう呼びかけていただいて、市民にも、こういう制度がありますよということを周知していただいたら、すごく喜ばれると思うし、この制度の普及を大いに進めていただきたいと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員おただしのよう、こども未来住宅支援事業というのは非常に活用もしやすいというんですか、非常に対象も多く、今、議員言われたように、リフォーム等を考えている方に喜んでいただけるような制度だというふうに、私も事業をお聞きしてから少し調べさせていただきました。そういった中で、今、議員がおただしのおり、使われる方については令和5年3月末まで延長しておりますが、事業所の登録については令和5年の2月まで可能だということになっております。今現在、調べますと、本市では電気屋、それからインテリア関係、それから水道等事業所が8件登録されていまして、何らかの形で事業所には情報発信されてきたもので登録されていると思うんですが、商工会議所、商工会等を通じて、こういった制度への登録をより進めていただきますよう、また利用についても、移住の相談、それから建設部局、健康福祉部局にも情報を共有させていただいて、情報発信をしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）私もこれを知ってびっくりしたんですが、こういう制度があるなんて。これ、実際のところ、リフォームする内容は省エネですかね、そういった工事を想定しているんですね、国のほうは。だから、そういった住宅に対する補助ということになっているんで、省エネにつながるような目的があるんです。だ

から、これはすごくいいなと私は思いまして、周知する方法があるんですが、次回発行する広報、間に合わなかったらできるだけ早い時期にね。当初、これを私が調べたときは、事業者をこの制度に登録するのに今月いっぱいだったんですね。ところが、よくよく調べていただいたら2月の末までいけるということで、事業者の登録はまだ間に合いますんでね。だから、これを大いに活用していただいて、うんと活用できたら、定住にすごくつながっていくんで、こんなうまい話ないと思いますので、ぜひとも、広報のやり方でいろいろお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）広報誌等を活用というのは、なかなか今からですと十分情報発信できないと思いますが、先ほど申し上げたように、建設部局、健康福祉部局としっかりと情報を共有して、なおかつ、ホームページ等でもご紹介をしていきたいと、そんなふう考えています。

それから、先ほど私、空き家移住のことにつきまして、新婚世帯への助成はあるというふうにお伝えさせていただいたんですが、空き家移住応援補助金といいまして、わかやま空き家バンク、それから橋本市の空家バンクに登録されている物件を購入する場合に限り、20万円の補助がありまして、新婚世帯はプラス10万円の加算がされるということです。一部、間違った答弁をしましたので、おわびして訂正させていただきます。

○議長（小林 弘君）8番 高本君。

○8番（高本勝次君）3項目質問をさせていただいて、できるだけ市民の皆さんが本当に安心して、この橋本市に住み続けられるというか、そういうふうなまちづくりをしていきたいと思しますので、そういったことに関連した質問をさせてもらったんですが、今後ともこういっ

たことで、地域の住民の皆さんが、市民の皆さんが、長く橋本市に住んでよかったと言えるまちづくりにつながるようなことをどんどんやっっていかなあかんと思いますので、これからもどんどん施策を進めていただけるようお願いして、質問を終わります。

○議長（小林 弘君）8番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、2時45分まで休憩いたします。

（午後2時30分 休憩）

---